

第4回 第6次富士宮市総合計画審議会議事録

令和7年9月9日（火）午後3時から

富士宮市役所7階710会議室

出席者

総合計画審議会：井口晴道委員、森岡恵美子委員、土屋善江委員、濱岡節子委員、
深野智恵子委員、小野亜季子委員、佐野契子委員、渡邊徳一委員、
岩垣俊哉委員、加納永子委員、太田精一委員、荻真教委員、
戸塚康史委員、河原崎信幸委員、石田寛二委員、飯室憲一委員、
佐野和希委員、渡井政行委員、光永健男委員、石川哲史委員、
佐藤雅史委員、伊藤壽文委員、田中正男委員、市川顯委員、
森谷健久委員、鍋島安佐子委員、金子充子委員、鈴木誠委員（28名）
市：杉浦真企画部長、佐野和也企画戦略課長、小松智彦地域政策推進室長、花田里実
企画調整係長、芦澤雄一、市川和彦、遠藤裕司、関係部課長
三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）：佐々木雅一、萩原達雄、岩崎はづき

1 開会

杉浦企画部長：

本日は、大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。
会議に入る前に、本日ご欠席の委員を報告させていただきます。
岡田委員、佐野智史委員の以上2名です。
また、深野委員が本日初めてご参加いただいております。深野委員より自己紹介をいただきます。

（深野委員　自己紹介）

次に、資料の確認をお願いします。

本日の配布資料は、

- ・次第
- ・資料1：第6次富士宮市総合計画基本計画（案）【基本目標5～7】
- ・資料2：第6次富士宮市総合計画基本計画（案）4つの取り組みを推進するための
重点プロジェクト
- ・資料3：第6次富士宮市総合計画基本計画（案）土地利用計画
- ・第3回審議会の議事録
- ・質問、意見等提出様式

の5種類です。

配布漏れなどありましたら、事務局へお知らせください。

なお、別途A3資料について事務局より追加配布をいたします。

それでは、ただいまより第4回富士宮市総合計画審議会を開会します。

ここからは、鈴木会長に進行をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

2 議事

(1) 第6次富士宮市総合計画基本計画（案）基本目標5～7について

鈴木会長：

はじめに「議事(1)第6次富士宮市総合計画基本計画（案）基本目標5～7について」から扱って参ります。

「基本目標5 富士山の恵みを活かした産業振興と働きやすいまちづくり（産業）」について、事務局から説明をお願いします。

佐野企画戦略課長：

前回の審議会では、第6次総合計画の前期基本計画の7つある基本目標のうち、基本目標1の「くらし・安全」から4の「健康・福祉」までをご審議いただきました。

本日の審議会では、基本目標5の「産業」から7の「共創」までをご審議いただきます。

委員の皆さんには、本日の議題となっております(1)から(3)までの議事につきまして、この場で、ご意見やご要望をいただくことになっておりますが、時間の都合もありますので、前回と同様に、審議会終了後に、質疑用紙にご記入の上、後日事務局へご提出いただくことも可能となっております。

いただいたご意見やご要望につきましては、既にいただいております前回の基本目標1～4へのご意見と合わせて、10月8日に予定しています第5回の審議会で、その対応について回答させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

基本目標5「産業」です。

基本方針を「富士山の恵みを活かした産業振興と働きやすいまちづくり」とし、富士山の恵みである豊かな資源を活かして、商工業、観光、農林水産業が発展した活力あるまちを創出していくとともに、誰もが働きやすい社会づくりを目指します。としています。

基本目標5「産業」の政策は、1の「労働・雇用」から6の「食」までの6つです。

政策の説明に入る前に、本日、皆さまのお手元に、A3の資料で、基本目標別計画「基本目標の見方」を配させていただいております。そちらには、基本目標の各政策のページの「見方」の説明を記載しておりますので、必要に応じて、併せて、ご覧いただければと思います。

それでは、資料1の60ページをご覧ください。政策1「労働・雇用」です。

・目指すまちの姿は、「多様な人材が安心していきいきと働き続けています。」としています。

・基本方針は、「イノベーション創出の機運の高まりにより多様化する労働市場において、性別や年齢等を超えた様々な職種やスキルを持つ多様な人材が活躍できる就業の場の確保に努めます。また、すべての勤労者が安心して働くよう、労働環境の改善に努め、働きやすいまちを目指します。」

としています

- ・施策の内容は、1として、「魅力的な就労環境の創出」
- 2として、「地域に根差した人材の確保」としています。
- ・次ページの主要な事業は、「勤労者福祉事業」ほか、記載のとおりです。
- ・関連計画については、説明を省きますが、記載のとおりとなります。

62ページをご覧ください。政策2「企業誘致・留置」です。

・目指すまちの姿は、「人と地域を生かした豊かな産業が集積されています。」としています。

・基本方針は、「豊富な地域資源を有する本市ならではの多種・多様な産業基盤の構築・強化を図り、優良企業の誘致及び既存企業の留置に努め、まちのブランド力向上につながる特色ある産業の発展につなげます。また、成長性や持続性のある企業が立地しやすい環境を整備し、働き手にとって魅力ある企業立地の推進に努めます。」

としています

- ・施策の内容は、1として、「持続的発展に向けた産業基盤の強化」
- 2として、「戦略的な企業誘致・留置の推進」としています。
- ・次ページの主要な事業は、「企業立地推進事業」です。

64ページをご覧ください。政策3「商工業」です。

・目指すまちの姿は、「中小企業等事業者が地域経済の原動力となり、まち全体が活力にみなぎっています。」としています。

・基本方針は、「市内中小企業等の生産性向上や経営力強化を支援するとともに、創業・起業を促進します。また、中心市街地の魅力向上及び商業・サービス業の活性化を推進します。」

としています

- ・施策の内容は、1として、「活力ある地域経済を支える産業の振興」
- 2として、「地域企業の生産性向上・経営力の強化」
- 3として、「まちのにぎわいづくりの推進」としています。
- ・次ページの主要な事業は、「中小企業総合支援事業」ほか、記載のとおりです。

66 ページをご覧ください。政策4「観光」です。

- ・目指すまちの姿は、「観光資源の魅力を認知し、自信と誇りを持って市外の人におすすめできるまちになっています。」としています。
- ・基本方針は、「富士山をはじめとする食や自然、歴史・文化、スポット、イベントなど、富士宮ならではの観光資源の魅力や認知度を高め、国内外からの観光客の誘客を図ります。また、観光客の滞在時間を延ばすことにより、消費を促進し、経済の活性化につなげます。」

としています

- ・施策の内容は、1として、「観光プランディング戦略の構築」
- 2として、「観光マーケティングの推進と観光プロモーションの強化」
- 3として、「受け入れ態勢の整備による誘客の促進」としています。
- ・主要な事業は、「観光プランディング戦略事業」ほか、記載のとおりです。

68 ページをご覧ください。

政策5「農林水産業」です。

- ・目指すまちの姿は、「富士山の恵みを生かした農林水産業が営まれています。」としています。

・基本方針は、「地域の特性と資源を最大限に活用した農林水産業の持続的な発展に向け、担い手の育成や先進技術の導入を推進し、農林水産業の収益性の向上を目指すとともに、生産基盤の整備に努め、農林水産業の振興を図ります。」

としています

- ・施策の内容は、1として、「生産基盤の整備促進」
- 2として、「安定経営のための支援の強化」
- 3として、「農林業資源の保全と活用」としています。
- ・主要な事業は、「遊休農地再生事業」ほか、記載のとおりです。

70 ページをご覧ください。

政策6「食」です。

- ・目指すまちの姿は、「富士山の豊かな水に育まれた食を、誰もが楽しめるまちになっています。」としています。

・基本方針は、「富士山麓の豊富な湧水と広大な自然環境に育まれて生産される、おいしく、安全で特色ある食材の市内外における消費を拡大し、農林水産業をはじめとする観光、商業等の振興を図るとともに、地食健身を推進します。」

としています

・施策の内容は、

1として、「食のネットワーク化による経済の活性化」

2として、「「地食健身」の推進によるシビックプライドの醸成」

としています。

・主要な事業は、「地域の食を活かした特産品の開発事業」です。

72ページをご覧ください。

基本目標5「産業」の達成状況を測るための指標です。

「客観指標」は、製造品出荷額。製造業の従業員数、1人あたり平均観光消費額（宿泊費を除く）、第1次産業総生産額、森林間伐実施面積としています。

次に「主観指標」は、

・富士宮市では、適切な収入を得るための機会があると思う人の割合

・富士宮市には、新たなことに挑戦・成長するための機会があると思う人の割合

・富士宮への観光を市外者に勧めたいと思う人の割合としています。

なお、主観指標の「基準年」と「目標値」については、現状、把握している数値がありませんので、これから実施する市民意識調査の結果をもとに、「基準年」と「目標値」を設定していくこととしています。

基本目標5「産業」の説明は以上となります。

よろしくお願ひします。

鈴木会長：

ありがとうございました。

それでは、基本目標5の6つの政策について、ご提案やご質問を受けたいと思います。なお、質問にあたり該当のページ数をお示しいただきますようお願いします。時間の都合もありますので要点を絞ってご質問をいただきたい。委員の皆様いかがでしょうか。

森谷委員：

60ページの労働・雇用について、市として外国人雇用についてどのように対応していくのか？

62 ページの企業誘致・留置について、水資源、土地購入などの面で外国企業の誘致をどう考えているのか？

鈴木会長：

ありがとうございます。2点について質問がありました。回答をお願いします。

商工振興課長：

60 ページにて外国人雇用について細かくは記載していないが市内にも外国人就業者は結構いる。今後も増えていくだろうと予想される。静岡県も推進しており、各企業に向けたセミナーや雇用の方法等について情報提供を行っている。これらを企業の皆様に周知しつつ外国人の労働環境の整備を含め進めていきたい。

62 ページについて、水資源や土地購入の面については未把握であり、こちらも確認しつつ進めていきたい。

森谷委員：

市として外国人雇用を推進していくという考えなのか？

商工振興課長：

外国人労働者の活用を推進していかざるを得ないだろう。少子高齢化に伴い労働力の不足が明らかであり、外国人労働者に頼ることになっていく。企業や就労者の意向もあろうとして明確な記載をしていない。市として推進していくと記載しにくい面がある。

杉浦企画部長：

補足させていただく。第6次総合計画においては、外国人の雇用を含め多文化共生は大きな問題となろう。伊藤委員からもご指摘をいただいているが、正の面と負の面があろう。

雇用面について人手不足は避けられない事実である。外国人雇用において地域社会に溶け込むために多様な文化的背景を有する人材を受け入れる体制も考えていくべきと捉えている。

基本目標1のくらし安全のなかに、国際化に加えるかたちで多文化共生を記載している。地域に来て暮らす方のための対策を考えていくとしている。外国人に対しても今後しっかりと対応してきたいと考えている。

田中委員：

60 ページにて UIJ ターン希望者への支援が、61 ページにて企業情報の発信が記載れ

ている。多くの企業において大学生が採用できないと聞いている。各地方都市で課題となっているがもっと踏み込んだ施策を打つべきではないか。

例えば奨学金の代理返還について、大学生 1 人当たり 300 万円程度を借りている。企業が半分を建て替え返済することを支援するなど独自の施策を検討してはどうか。大学生の多くが富士宮に帰ってきたくなるような独自の施策を実施していくことが必要ではないか。

商工振興課長：

UIJ ターン希望者向けに奨学金返済に関する助成事業は現在実施している。月額 1 万円 2 年間総額 24 万円を助成する事業となっている。金額も少額で、枠も限られており助成を待っている方もいる。この点は課題と捉えているところであり担当部署で検討しつつ委員の提案に沿ったものにしていきたい。

河原崎委員：

64 ページの商工業について、なぜ商業と工業をくっつけるのかと質問した。ここでは中小企業について記載されている。他方、62 ページの企業誘致・留置は大企業が対象となる。この地域でビジネスができないとして退出する前に、土地利用の許容範囲を緩和するなどしている留置する取り組みを行っている。商工業となると中小企業に対する環境整備や産業を伸ばすための基盤づくりは何も出てこない。商業となると大企業が対象となっている印象がある。商業は大企業と個店とをはっきり分けて考えるべきではないか。

商業について、10 年以内に閉店・廃業としたアンケートがあったが現在まさにそうした現状となっている。考え方を明確にするとよい。工業を伸ばすという観点から、他に負けない産業はたくさんある。他方、商業にはない。その点を考えてもらいたい。

ワインやビールを醸造することも工業でありこれらを育てる視点が必要である。中小企業では毎年大卒を雇えるケースはほぼない。大企業が立地していない限り仕事がないとして富士宮に戻ってこない。地域の産業を育てる考え方があれば大卒を毎年雇う企業も出てくるだろう。100 名以下の企業が大卒を毎年採用しているケースが 10 社ほどあり実現できることである。これらより、商工業でまとめるのではなく行政サービスの多様性を確保する観点からも分けて考えてもらいたい。

産業振興部長：

企業誘致・留置を特出しし、それ以外を商工業でまとめている。商工業では支援を中心構成した経緯がある。

項目の出し入れの関係で、支援中心の記載内容となっており見出しとのギャップが生じる。委員のご指摘の通り施策が薄まるというご指摘かと捉える。バランスを整えつ

つ、目指す方向を明確に打ち出していくことを検討したい。

鈴木会長：

ありがとうございます。

ご意見やご質問等があれば、机の上に置かせていただいた質疑用紙にご記入の上、後日事務局へご提出ください。それでは、基本目標5については以上とさせていただきます。

続いて、「基本目標6 富士山の魅力を活かした快適な居住環境を創造するまちづくり（都市整備）」に移ります。事務局から説明をお願いします。

佐野企画戦略課長：

基本目標6「都市整備」です。基本方針を「富士山の魅力を活かした快適な居住環境を創造するまちづくり」とし、誰もが安全・安心に利用できる都市基盤整備を進め、富士山の魅力を活かした快適な居住環境とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

としています。基本目標6「都市整備」の政策は、1の「市街地整備」から7の「上下水道」までの7つです。

74ページをご覧ください。

政策1「市街地整備」です。

・目指すまちの姿は、「回遊性のある機能的な市街地が創出され、快適に生活を営んでいます。」としています。

・基本方針は、「富士山信仰の歴史・文化が香るにぎわいとおもてなしのまちとして、景観とユニバーサルデザインに配慮するとともに、回遊性のある快適で機能的な市街地整備を積極的に進めます。」

としています

・施策の内容は、1として、「計画的な市街地の形成」

2として、「都市機能の向上」

3として、「地域資源を活かしたまちづくりの推進」としています。

・次ページの主要な事業は、「世界遺産のまちづくり事業」ほか、記載のとおりです。

76ページをご覧ください。

政策2「道路」です。

・目指すまちの姿は、「市民等が安全で快適に道路を利用しています。」としています。

・基本方針は、「交通インフラの効率的な機能維持、総合的な交通ネットワークの充実を図るとともに、人にやさしく安全で快適な道路整備を進めます。」

としています

- ・施策の内容は、1として、「快適な交通環境の確保」
- 2として、「道路ネットワークの充実」
- 3として、「広域幹線道路の整備促進」としています。
- ・次ページの主要な事業は、「都市計画道路整備事業」です。

78 ページをご覧ください。

政策3「公共交通」です。

- ・目指すまちの姿は、「誰もが移動に困らない便利な公共交通ネットワークが構築されています。」としています。
 - ・基本方針は、「重要な生活インフラとして交通ネットワークの拡充に努めるとともに、多様化する移動ニーズに応え、誰もが移動に困らない社会を目指します。また、様々な関係者と連携して利用促進等を図り、持続的な公共交通を実現します。」
- としています
- ・施策の内容は、1として、「公共交通ネットワークの充実」
 - 2として、「公共交通サービスの推進」
 - 3として、「官民連携による交通システムの整備」
- としています。・主要な事業は、「生活交通確保対策事業」です。

80 ページをご覧ください。

政策4「住宅・住環境」です。

- ・目指すまちの姿は、「安心して長く暮らし続ける住宅が確保されています。」としています。
 - ・基本方針は、「住環境の質の向上と多様なニーズに対応した住宅供給の促進を図ることにより、時代の変化に対応した安心して長く暮らせる住宅政策を進めます。」
- としています
- ・施策の内容は、1として、「快適な居住環境の整備」
 - 2として、「空き家対策の推進」
 - 3として、「地域特性を活かした集落環境の形成」としています。
- ・次ページの主要な事業は、「市営住宅長寿命化事業」ほか、記載のとおりです。

82 ページをご覧ください。

政策5「治山・治水」です。

- ・目指すまちの姿は、「自然災害等に対する備えが進んでいます。」
- としています。
- ・基本方針は、「頻発化、激甚化が懸念される自然災害等から市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるため、災害の発生が予測される地域の治山・治水対策を進めま

す。」

としています

・施策の内容は、1として、「治山・治水事業の推進」

2として、「砂防事業の推進」

3として、「災害の未然防止の対応」としています。

・次ページの主要な事業は、「市街地治水水門改修事業」ほか、記載のとおりです。

84 ページをご覧ください。

政策6 「公園」です。

・目指すまちの姿は、「誰もが公園で心癒され、楽しんでいます。」

としています。

・基本方針は、「都市公園等の適切な維持管理とバリアフリー化に取り組むとともに、市民等が心癒され、楽しめるような整備を進めます。」

としています

・施策の内容は、1として、「多様なニーズに対応した公園の整備の推進」

2として、「持続可能な維持管理の推進」としています。

・主要な事業は、「都市公園等整備事業」です。

86 ページをご覧ください。

政策7 「上下水道」です。

・目指すまちの姿は、「安全な水の供給と処理により、清潔で快適な暮らしが保たれています。」としています。

・基本方針は、「富士山からの豊富な地下水の清廉（せいれん）さを維持し、安全で安定した水の供給に努めます。また、公共用水域の水質保全を図るため、下水道施設の計画的な整備や水洗化を推進します。」

としています

・施策の内容は、1として、「安全な生活用水の安定した供給」

2として、「持続可能な下水道施設の機能確保」

3として、「生活排水対策の推進」としています。

・次ページの主要な事業は、「上水道老朽管布設替事業」ほか、記載のとおりです。

72 ページをご覧ください。

基本目標6 「都市整備」の達成状況を測るための指標です。

「客観指標」は、

・橋りょう長寿命化修繕化率と舗装長寿命化修繕化率

・配水池等の耐震化率

- ・宮バス利用者数、宮タク利用者数
- ・空き家の除却・改修費用に係る補助金活用件数
- ・市街地の治水対策（公共下水道（雨水）認可区域内整備率）

- 次に「主観指標」は、
- ・居住環境に満足している人の割合
 - ・市内の道路が安心・安全だと感じる人の割合
 - ・水道水の品質の良さに満足している人の割合

基本目標6「都市整備」の説明は以上となります。
よろしくお願ひします。

鈴木会長：

ありがとうございました。
それでは、基本目標6の7つの政策について、ご提案やご質問を受けたいと思います。
A3の資料にて基本目標の読み方を解説している。ご発言の際には、該当のページ数をお示しいただきますようお願ひします。
委員の皆様、いかがでしょうか。

伊藤委員：

80ページ住宅・住環境について、空き家対策の推進が記載されている。高齢化も進み、大空き家時代となっており社会問題となっている。持ち家の無人化率、放置空き家の比率などを客観的指標として出せないか。こうした指標に注目していくかないと過去から現在を理解し、率が高まっていくと社会基盤が脆弱となり地域維持ができなくなるという問題につながっていく。コミュニティが成立するのかにつながっていく。共同住宅を除いた持ち家の状況についてなんらかの数値を抑えておく必要はあるのではないか。

建築住宅課長：

持ち家の無人化率について、令和5年度の住宅土地統計調査にてこうした調査はされていない。空き家率のみ賃貸を含め把握しており富士宮市は15.8%となっている。それ以外の数字は把握されていない。このため計画において数字を掲載することは難しいと捉えている。

伊藤委員：

88ページの客観指標として入れておくとよいと感じたためコメントしたものである。

鈴木会長：

ありがとうございます。88 ページへ盛り込むことは検討してもらいたい。

森岡委員：

他地区の話となるが、母の実家が空き家となっている。その地区では行政で状況を把握している。手入れもしているが居住していないとして空き家に認定されて維持費（4,000 円）を徴収されている。空き家の現状確認・把握は重要となろう。例え手入れをしているとしても取り壊すとよいものと空き家ではあるが維持するものとがあり、それらを把握するなどして市として空き家対策を講じることは検討してもらいたい。

建築住宅課長：

空き家について今後増えていくことは間違いない。これをどう管理していくかが重要。しっかりと手入れがなされていれば苦情も寄せられないが夏期は数ヶ月で雑草もすぐにのびてしまい苦情となる。

建築住宅課では苦情のあったところなどを令和4年に悉皆調査して空き家の情報をGIS に追加し一括管理している。空き家の維持管理について、苦情があったところは所有者管理者を調べ適切な管理をするよう依頼文書を送付している。ふるさと納税を利用した空き家の管理などの手法を掲載して案内している。

今後増えていく空き家について、空き家の除却補助や移住者向けの改修費用などの補助も行っておりそうした周知を積極的に実施していきたい。

鈴木会長：

80 ページには、安心して長く暮らし続ける住宅が確保されていると記載がある。空き家の現状が数値化されそれが改善されることにより住宅が確保されているとみるのか。空き家をどう活用するのか、活用されていることの見える化にあたり、客観指標をどう扱っていくかが重要となろう。

空き家が活用され住みやすさにつながっているかが見える化されることが重要。そのことについて客観指標に位置づけることができるかを次回に向けて検討してもらいたい。

深野委員：

82 ページ治山・治水事業の推進の2点目について、森林の持つ公益的機能の保全のために保安林指定のみではなく災害に強い森づくりも必要で、間伐等の管理の視点が重要である。それを含めて記載してもらいたい。森林整備を拡充するという記述でよいと考える。

3点目の災害の未然防止について、県富士農林事務所では災害対策の施設を設けている。昔から水害の多かった芝川流域に大倉川農地防災ダムを設置し事務所と市と一緒に管理を行っている。未然防止の施設であり、そうした観点から計画に記載を加えて欲しいというお願ひである。

農業政策課長：

森林環境贈与税を用い森林整備を行っている。国・県への要請のみならず森林の公益的機能保全のための森林整備の施策を盛り込んでいきたい。

河川課長：

ご指摘のあった芝川流域の治水対策について検討したい。

鈴木会長：

次回に向け是非ご検討いただきたい。

小野委員：

84 ページの公園について、幅広い世代が利用される大事な場所である。そこにも自然との共生も盛り込んでもらいたい。遊具、芝生も重要だが、自然との共生は対応できると考える。県内に実現している公園も多い。豊かな自然を活かした公園を整備してもらいたい。

我々の団体では自然体験を提供しているが、市内の全ての小学5年生に体験を提供している。市内の天然林に驚く児童が多い。富士宮らしい自然に触れていない市民も多く富士宮らしい自然を残してもらいたいと考える。魅力ある公園が観光資源となるため自然を活用する視点は可能性がある。こうした視点を加えてもらいたい。

花と緑と水の課長：

自然との共生として、富士宮市には複数の風致公園があり、それらを盛り込んでいきたい。

鈴木会長：

今のご指摘は主観指標「居住環境への満足」に反映されてくる部分となろう。

小野委員のご指摘についてバックキャスティングの考えをもって反映させ盛り込んでもらいたい。主観指標も含めうまく表現してもらいたい

佐藤委員：

74 ページの市街地整備について、狭義での市街地整備事業をイメージしてしまう。

区画整理事業ととらえてしまった。エリアで考える。広義、広く捉えると再認識した。

1は民間開発の話、2は駅周辺などエリアを絞っており、3も浅間大社の一定エリアと解釈してよいか質問する。景観やユニバーサルデザインに配慮とあるが、対象エリアがどこまで該当するのかを知りたい。

78ページ公共交通において、ライドシェアは含まれるのか？

都市整備部長：

解釈は委員のご認識でよい。基本方針がそれぞれの事業にかかる構成としている。

景観について、市街地全てではないが、エリアで捉えることを考えている。回遊性のあるユニバーサルなまちにていきたいと考えている。

交通対策室長：

ライドシェアは含まれると理解いただいてよい。官民連携のなかに含まれるものと捉えている。ライドシェアは交通空白エリアに対するものであり、県も研究を進めているが即導入するのかを含め検討していきたいと考えている。

鈴木会長：

それでは、基本目標6については以上とさせていただきます。

次の分野に移りたいと思いますが、基本目標6についてご質問等があれば、質疑用紙にご記入の上、後日事務局へご提出ください。

それでは、「基本目標7 便利で質の高い行政サービスを市民と共に創るまちづくり（共創）」に移ります。事務局から説明をお願いします。

佐野企画戦略課長：

それでは、89ページをご覧ください。基本目標7「共創」です。

基本目標7「共創」です。

基本方針を「便利で質の高い行政サービスを市民と共に創るまちづくり」とし、市民の主体的活動と多様化する社会に適応した行政の取組が相互に補完し合い、デジタル技術や民間活力を効果的に活用しながら、便利で質の高い行政サービスを提供します。
としています。

基本目標7「共創」の政策は、1の「行財政運営」から5の「デジタル社会」までの5つです。

90ページをご覧ください。

政策1「行財政運営」です。

・目指すまちの姿は、「変化やニーズに柔軟に対応した持続可能な行財政運営が図られ

ています。」としています。

・基本方針は、「限られた行財政資源を効率的かつ効果的に活用し、社会経済情勢の変化や複雑・多様化する市民ニーズに柔軟に対応した行財政運営を図ります。また、市民サービスが低下することのない健全な行財政運営に努めます。」

としています

・施策の内容は、1として、「総合的・計画的な行政の推進」

2として、「効率的かつ効果的なマネジメントの推進」

3として、「多様な主体との連携強化」としています。

・次ページの主要な事業は、「総合計画・実施計画推進事業」ほか、記載のとおりです。

92ページをご覧ください。

政策2「市民協働」です。

・目指すまちの姿は、「協働の輪が広がり、多様なつながりが創出され、市民主体による活動が地域の魅力を高めています。」としています。

・基本方針は、「市民活動団体が行う自主的・自発的な公益活動の活性化を促すことにより、地域の魅力発信や課題解決に努めます。また、地域住民のつながりを創出し、互いにくらしやすい共助社会を目指します。」

としています

・施策の内容は、1として、「市民参画・市民協働の促進」

2として、「多様な市民活動への支援」

3として、「協働意識の醸成と人材の育成」としています。

・次ページの主要な事業は、「NPO等市民活動促進事業」ほか、記載のとおりです。

94ページをご覧ください。

政策3「広聴広報」です。

・目指すまちの姿は、「市政情報が正確かつ迅速に提供され、魅力的なまちと感じる人が増えています。」としています。

・基本方針は、「市民の意見を広く聴き、施策や市政運営にその意見を取り入れます。また、市民や市外に在住する人が本市を魅力的に感じる様々な市政情報を効果的に発信し、愛されるまちを目指します。」

としています

・施策の内容は、1として、「効果的できめ細やかな情報発信の推進」

2として、「戦略的なシティプロモーションの推進」

3として、「双方向コミュニケーションによる広聴活動の推進」としています。

・主要な事業は、「広聴事業」ほか、記載のとおりです。

96 ページをご覧ください。

政策 4 「まちのブランド形成」です。

・目指すまちの姿は、「地域資源や魅力が効果的に発信され、様々な人から高い評価が得られています。」としています。

・基本方針は、「地域の歴史や文化、自然環境、産業などの資源を活かし、それらを一体的に活用して地域のアイデンティティを明確に打ち出していく。また、地域資源や魅力を効果的に情報発信することで、様々な人とのつながりを創出し、持続可能なまちを目指します。」

としています

・施策の内容は、1として、「移住・定住の促進」

2として、「関係人口の創出・拡大」

3として、「魅力の発掘・向上によるシビックプライドの醸成」としています。

・主要な事業は、「移住・定住支援事業」ほか、記載のとおりです。

98 ページをご覧ください。

政策 5 「デジタル社会」です。

・目指すまちの姿は、「安全に共有された情報が活用されることにより、地域の幸福度が向上しています。」

としています。

・基本方針は、「地域幸福度向上の基礎となる情報が、様々なシーンで安全に共有・活用されるデジタル社会の実現を目指します。また、行政サービスのデジタル化については、市民目線で業務のあり方を見直すことにより、市民の利便性向上に努めます。」

としています

・施策の内容は、1として、「DXによる市民サービスの向上」

2として、「DXによるスマート行政の推進」としています。

100 ページをご覧ください。

基本目標 7 「共創」の達成状況を測るための指標です。

「客観指標」は、

- ・移住相談窓口を利用した県外からの移住者数（累計）
- ・将来負担比率
- ・富士宮市公式SNSの登録者数
- ・関係人口創出数
- ・包括連携協定締結数

次に「主観指標」は、

- ・富士宮市の行政は、地域のことを真剣に考えていると思う人の割合
- ・富士宮市に愛着や誇りを持っている人の割合
- ・富士宮市では、行政サービスのデジタル化が進んでいると思う人の割合

基本目標7「共創」の説明は以上となります。
よろしくお願いします。

鈴木会長：

ありがとうございました。
それでは、基本目標7について、ご提案やご質問を受けたいと思います。なお、委員の皆様、いかがでしょうか。

森谷委員：

96ページまちのブランド形成について、3つの施策の内容で記載されていることは他県他市も同じ様な問題を持っていると捉えている。富士宮市として何か特徴ある施策を考えているのか？

地域政策推進室長：

富士宮市の特徴として、富士山や食、豊かな自然などがある。それを打ち出して展開していきたい。また、シティセールス事業においてはウェルネス資源を活用した魅力創造や体験型プロモーションを通じ独自性を出したいと考えている。

森谷委員：

客観指標の1つ目の移住相談窓口を利用した県外からの移住者数の目標値は大きいと感じた。これはどういう内容なのか？

地域政策推進室長：

5年間で累計の数字となる。

金子委員：

東京での移住促進イベントに関わった。交流するイベントとして、シティセールスとしてプロモーションはできた。とても良いまちであると知られているが、さらに移住を判断いただくところへ踏み込むためのアピールが難しいと感じた。空き家などの不動産情報の充実が重要と感じた。市域が広いこともあり、エリアにより地域柄も異なるため、希望者に合った移住先候補を探索する際に該当する定住促進事業などはあるのか。また、不動産業など民間事業との連携は考えているのか？

地域政策推進室長 :

空き家を活用する事業を実施している。現在、移住定住推進団体4つと連携しており、地域の方に空き家を探して紹介してもらう取り組みを行っている。その空き家への移住定住に対する賃料への補助金を市から支給する事業がある。移住定住に限らず空き家を活用できるような方法は探っていきたい。

宅建協会と協定を締結し空き家情報を市のホームページやポータルサイトで情報発信している

井口委員 :

92ページ市民協働の2つめ、多様な市民活動団体とあるが、これは自治会となろう。NPO団体などもあるがそれぞれの団体において活動内容が異なっていると思う。どのような団体を想定しているのかその部分の説明をお願いしたい。

市民部長 :

基本目標1 コミュニティにおいては自治会を念頭に記載した。自治会をコミュニティの中心根幹として書いたものである。市民協働では各種活動団体を活用し市の取り組みに参画してもらいたいとして記載した。自治会も市の施策に深く関わっていると認識しているが、自治会についてはコミュニティにおいて記載しているとご理解いただきたい。

佐野企画戦略課長 :

市民協働の定義について地域コミュニティと区別しにくいものである。地域コミュニティは地域の問題を解決するために協力する「団体（自治会も含まれる）・組織」を指す。基本目標7の市民協働は、行政のみ、市民のみでは解決できない課題を皆で対等なパートナーとして連携しつつ取り組むものと定義してしており、「取組」を指す。

混同しやすいものであるが、基本目標1と7で分けて記載している。地域コミュニティの主たる組織として自治会が最大の団体であると認識している。

井口委員 :

様々な活動があるが、地域で下を向いて地に足着けて活動しているのが自治会である。生活に密着している。自治会側からするとNPOは異なる方向を向いているように感じる。市民協働ではなく協働のみであれば納得するが実態を考えると言葉づかいは違和感を持つため再考してもらいたい。自治会に参加していない3割程度の世帯もメリットを受けることができている現状から、不公平さがあるなか納得できない言葉遣いとなっている。自治会を代表してのお願いとなる。

杉浦企画部長：

市民協働の考え方として、基本目標の1から6はそれぞれの分野の取組、7はそれぞれの基本目標や施策について市民・企業、行政が連携して取り組んでいるものとしており色合いが異なる。タイトルも共創とした。市民協働は重要なテーマである。

目指すまちの姿や基本方針の記載について再考したい。「市民主体による」「自主的・自発的な活動」などは気になるため市民と行政が対等なパートナーとして地域の課題に取り組むような表現に見直すことも考えたい。そのような修正も考えたい。

市民協働の定義について、様々な団体でいろいろな活動がなされている。市民協働に含まれる活動は、市が困っていることに協力して取り組んでいくものとなる。その際、一緒に取り組んでもらう団体は市民協働に関わる団体となる。地域の細かな課題についてはいろいろな団体が関わってくるこれは市民協働となろう。市民協働ではないものも活動にはある点を理解して表現したい。

鈴木会長：

ありがとうございます。富士宮市として一般的な市民協働の定義をどう整理するかについて検討する時間を設けるとよい。今後の混乱を避けるためにもこの場で決めるものではなく慎重に検討してもらいたい。計画での扱い方について次回に向けて引き続き検討をいただきたい。

鍋島委員：

96ページの移住定住の促進について、不動産情報や富士宮市に介護で出向く必要があり預けることができる保育園情報を知りたいという相談を受けたことがある。市に来て窓口を訪ねて欲しいと言われたとのこと。相談事は多数あることもあり、いろいろなことが気になる。知りたいことは複合的なものにつながるものである。地域や民間と連携しと記載があるが、各課連携も加えてもらいたい。移住定住の促進は全庁的な取り組みとなろう。こうした文言を加えてもらいたい。

90ページの行財政運営においても変化やニーズに対応していくとあるが、全庁的な対応も必要となろう。民間との連携のみならず府内での連携対応も含めて考えてもらいたい。

地域政策推進室長：

移住定住を希望される方は様々な情報を知りたいとお考えで、市としてこうしたニーズに対応はしているところである。誠意を持って対応していきたい。

府内連携について、地域の市民、民間企業、関係機関や市役所内部の関係部署と連携していくことについて加筆していきたい

鈴木会長：

事務局へのコメントがある。99 ページデジタル社会の「主要な事業」について空欄となっている。次回に向けて準備をお願いしたい。

それでは、基本目標 7 については以上とさせていただきます。

(2) 第 6 次富士宮市総合計画基本計画（案）4 つの取り組みを推進するための重点プロジェクト

佐野企画戦略課長：

こちらの「重点プロジェクト」は、7 月に開催しました第 2 回審議会で委員の皆さんにご審議いただきました「基本構想」の第 2 章「まちづくりの基本方針（将来都市像を実現するための重点取組）」で示しました 4 つの取組に基づき、「前期基本計画」の中に、その 4 つの取組を推進するための「重点プロジェクト」を示したものとなります。

先ほど、議事(1)で説明しました「基本目標」は、「くらし・安全」や「環境」「こども・教育文化」「健康・福祉」「産業」など、各分野が、「将来都市像」の実現に向けて、具体的に進める方向性として、政策や施策を示したものでした。

一方で、こちらの「重点プロジェクト」は、「基本構想」で定めた本市が目指す「将来都市像」を実現するための「4 つの取組」に基づき、富士宮市が総力を挙げて、重点的に取り組んでいく、組織横断的なプロジェクトを示したものになります。

この「重点プロジェクト」を設定することにより、富士宮市が抱える様々な課題や複数の分野にまたがる共通した課題の解決に向け、組織や機構に捉われず、分野横断的に、幅広い対応が図れることになります。

なお、こちらの「4 つの取組を推進するための重点プロジェクト」は、富士宮市の「地方版まち・ひと・しごと総合戦略」を兼ねたものとして策定しております。

＜取組 1：地域の魅力を活かしたにぎわいづくり＞

資料 2 の 1 ページをご覧ください。

取組 1 「地域の魅力を活かしたにぎわいづくり」です。

取組 1 に基づくプロジェクトは 6 つ設定しております。

各プロジェクトには、プロジェクトの「タイトル」と「プロジェクトの内容」「関連する取組」を示しております。

「関連する取組」は、分野別の「基本目標 1～7」の政策の中から、プロジェクトに関連する取組を、施策単位でもってきしております。

本日の説明につきましては、時間の都合もございますので、プロジェクトのタイトルのみ説明させていただきます。

取組 1 「地域の魅力を活かしたにぎわいづくり」の主な取組としては、

- プロジェクト 1 「市民が誇れる品格ある美しいまちを形成する」
- プロジェクト 2 「歩いて楽しめる魅力ある中心市街地を形成する」
- プロジェクト 3 「自然を守り活用することで、地域の力を未来へつなぐ」
- プロジェクト 4 「市民の日常の楽しみを創出し、地域活動の充実を図る」
- プロジェクト 5 「地域と人の魅力を活かして、観光客の滞在時間を延ばす」
- プロジェクト 6 「富士宮市で暮らす魅力を再発見・再認識する」です。

7 ページには、取組 1 の達成状況を測るための指標を示しています。

客観指標につきましては、このほとんどを、分野別の基本目標 1～7 で設定した客観指標を準用しております。主観指標につきましては、一番下ですが、取組 1 では、「富士宮市は賑わいがあり魅力的なまちであると思う人の割合」を設定しております。

8 ページをご覧ください。

取組 2 「若者や女性にも選ばれる地域づくり」です。

主な取組として、プロジェクトは 6 つ設定しております。

- プロジェクト 1 「出会いをつなぎ、結婚・出産までを共に育む」
- プロジェクト 2 「地域が一体となって、子育てを応援する」
- プロジェクト 3 「魅力的な仕事と多様な働き方の選択肢を提供する」
- プロジェクト 4 「若い世代に多様な住環境の選択肢を供給する」
- プロジェクト 5 「地域の未来を拓く U I J ターンを促進する」

13 ページには、取組 2 の達成状況を測るための指標を示しています。

客観指標は記載のとおりで、基本目標からの指標を中心に設定しております。

主観指標につきましては、一番下ですが、「富士宮市は若者や女性が住みたいと思うような魅力的なまちであると思う人の割合」を設定しております。

取組 3 「安心して健やかに暮らせる幸せづくり」です。

主な取組として、プロジェクトは 5 つ設定しております。

- プロジェクト 1 「地域のつながりを強化し、災害リスクに対する不安をなくす」
- プロジェクト 2 「暮らしを守るインフラの整備で、安全・安心なまちを実現する」

プロジェクト3 「世代を超えて支え合い、地域が一体となって健康寿命を伸ばす」

プロジェクト4 「地域とともに、医療・福祉のネットワークを構築する」

プロジェクト5 「安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を創出する」

19ページには、取組3の達成状況を測るための指標を示しています。

客観指標は記載のとおりで、基本目標からの指標を中心に設定しております。

主観指標につきましては、一番下ですが、「富士宮市は誰もが健康で安心して暮らせるまちであると思う人の割合」を設定しております。

取組4 「明るい未来を支える人づくり」です。

主な取組として、プロジェクトは4つ設定しております。

プロジェクト1 「協働によるまちづくりで未来を拓く」

プロジェクト2 「学びを力に、未来の担い手を育成する」

プロジェクト3 「富士宮市の応援団を増やし、共に明るい未来を創る」

プロジェクト4 「多様性を尊重し、誰もが輝く未来を創る」です。

24ページには、取組4の達成状況を測るための指標を示しています。

客観指標は記載のとおりで、基本目標からの指標を中心に設定しております。

主観指標につきましては、一番下ですが、「富士宮市では、将来の地域を支える人材が育っていると思う人の割合」を設定しております。

「4つの取組を推進するための重点プロジェクト」の説明は以上となります。よろしくお願いします。

鈴木会長：

20のプロジェクトがあると紹介があった。過不足や記載内容にご意見があればご指摘、ご提案をいただきたい。

伊藤委員：

7ページの成果指標（KPI）について、1人当たりの平均観光消費額4,500円にはインバンドによる消費額も含まれているのか。インバウンドの消費額が加わっていないとすると、インバウンドの消費額を知りたいと考えた。

リピーター（数や比率）がどの程度なのかを知りたい。宿泊施設の充実や交通手段が便利であること、土産物の質が良いなど再来訪の理由は色々考えられる。富士山に甘えず誘客するうえでどのような観光資源が評価されているのかを把握し、もっと有効活用していくことが重要と感じた。現状をお聞きしたい。

佐野企画戦略課長：

1人当たりの平均観光消費額はインバンドも含んでいるものとなる。実際、指標を計測することは難しい。観光施設個店の売上額を把握して算出している。外国人のみの消費額の算定は今の方では難しい状況にある。

リピート率は政策面から重要な指標ではあるが、KPI 設定するまでは至っていない。観光施策を進めるなか、数値を把握していくとすると、モバイルデータや個人のデータなどのビッグデータを活用することも1つの方法と考えている。KPI ではないにせよ、重視するべきデータであると捉えている。富士山に甘えることなく実態把握に取り組んでいきたい考えにある。

河原崎委員：

13ページの出生率について、現在はこうした数字の出し方を行っているか？

始めて見る KPI である。

佐野企画戦略課長：

毎年公表される数値として合計特殊出生率があるが、市として毎年モニターできる KPI ではない。出生数を人口で除算したもので KPI したいと考える。別の数字となるもの。

市川委員：

出生数とした方がわかりやすい。実数でよくないか。

佐野企画戦略課長：

ご指摘の点は検討した。人口減少も踏まえた捉え方として今回の手法を考えた。

出生数がわかりやすいことは確かである。

深野委員

3ページプロジェクト3の2行目以降の記載について、内容が多岐に渡り理解が難しいと感じた。広く公表されるものであり、もうすこしあかりやすく記載するとよい。「生態系サービスを地域に還元する」という表現は一般の方ではわかりにくいだろう。

12ページ UIJ ターンについて触れられているが、農業の担い手も不足しており、声がけを行い新規就農を増やしている。市の農政とも連携している。一次産業の6次産業化も網羅してもらえると幅が出る。

佐野企画戦略課長：

3ページの記載についてわかりやすい内容に修正したい。

農林業に就業する方を受け入れることも修正したい。

鍋島委員

8ページについて、第3回の質問票にも書いたが、関連する主な取組の2つ目に若者の思いが実る環境づくりとあり、主な取組で出会い・交流を応援するとなっている。結婚・妊娠・出産について触れられているが若者の思いはこれらに留まらないのではないかと違和感がある。具体的な提案が出てこないが検討してもらいたい。

意見として、結婚・出産までを育むとすると切れ目ない支援につながる。妊婦が支援者や支援機関とつながる機会が少ない。多くの妊婦はぎりぎりまで働き、そのまま産休に入る。出産後になじめて支援者につながることが多い。出産後につながっていない現状にある。支援策に妊婦をつなげるという観点を加えてもらいたい。

佐野企画戦略課長：

取組の記述は基本目標の施策を抽出してもってきている。基本目標の記載も含めて検討したい。妊婦をつなぐことについて横連携で重点的に行っていくことを担当課と調整したい。

光永委員：

重点プロジェクトと基本目標の関係がわかるとよい。参考先が記載されているとわかりやすい。それぞれがつながるように見えると理解を得やすい。

佐野企画戦略課長：

検討している。本文中に記述するか、参考資料として対照表を作成するなど、つながっていることは表現したい。

鈴木会長：

重要なご指摘である。ご意見や修正するべき箇所がある場合は質問票で事務局まで提出してもらいたい。

(3) 第6次富士宮市総合計画基本計画（案）土地利用計画**佐野企画戦略課長：**

「土地利用計画」は、7月の第2回審議会でご審議いただきました「基本構想」の中の「土地利用構想」を受け、「土地利用構想」に示した6つの「土地利用の基本方針」に基づき、具体的な施策やそれらの施策をイメージした「土地利用構想図」などを定めたものとなります。

基本方針1 「総合的かつ計画的な土地利用の推進」です。

「土地利用の基本方針」として記載してある内容は、「基本構想」の中の「土地利用構想」として示した内容と同じものを記載しております。

下の「施策の内容」は、「土地利用の基本方針」に基づき、具体的な施策の内容を示したものとなります。

第6次総合計画の「基本構想」の「土地利用構想」及び「前期基本計画」の「土地利用計画」は、現在、策定を進めている「第5次国土利用計画富士宮市計画」と整合を図って、策定しております。

「施策の内容」につきましても、「第5次国土利用計画富士宮市計画」に記載する内容と調整・連携し、整合をとった内容になっております。

本日の説明では、現行の第5次総合計画から、新たに追加した項目を中心に説明させていただきます。

基本方針1 「総合的かつ計画的な土地利用の推進」では、「施策の内容」に1項目追加しています。3の「低・未利用地の活用と適切な国土管理の促進」です。

市内各地で、空き地、空き家、耕作放棄地などが発生し、多岐にわたる対策が必要となることから、それぞれの低・未利用地の実情に応じて、その有効活用や、安全性と周辺環境に配慮した適切な管理などに努めています。

基本方針2 「豊かな自然環境との共生」では、「施策の内容」に2項目追加しています。

1つ目は、2の「健全な生態系の保全・再生」です。本市は、特定希少野生動植物を始めとする多様な生物が生息・生育していることから、原生的な自然環境の保全に加え、生態系に配慮した土地利用を推進するとともに、森・里・まち・川を結ぶ広域生態系ネットワークを形成し、流域・地域レベルでの保全と再生を進めていくとしています。

2つ目は、5の「カーボンニュートラルの推進」です。本市の再生可能エネルギーは、主に太陽光発電と水力発電が中心です。地産地消を推進するとともに、富士山の景観・豊かな自然環境・安全・安心な生活環境と調和する地域共生の方針のもと、導入の拡大と有効活用を進めていきます。

基本方針3 「安全・安心な土地利用の確立」では、「施策の内容」に1項目追加しています。

2の「災害危険性に配慮した適切な立地誘導」。3として、「自然災害に強い生活環境の形成」です。本市には自然災害の被害リスクが高い地域が存在します。大規模災害か

ら市民の生命と財産を守り被害を最小化するため、災害ハザードエリアの土地利用を適切に見直します。さらに、土地利用構想図の「防災・水資源保全地域」における盛土・切土を抑制し、危険性の低い地域への立地誘導と避難の円滑化に向けた備えを進めることで、自然災害に配慮した土地利用を推進するとしています。

基本方針4「基幹道路を活用した産業基盤の整備」では、「施策の内容」に1項目追加しています。3の「市街地の定住や近隣の産業の活性化」です。

田中青木線や県道富士富士宮由比線など、主要道路や市街地に近い立地特性を最大限活用し、地域の産業・人財・資源を結集した産業振興と低・未利用地の有効活用を図ります。あわせて、農林水産業を含む既存産業の活性化と第6次産業化、新たな産業の立地を進める「(仮称) 産業共生振興地域」を政策推進エリアの一つとして位置づけ、暮らし続けられる地域づくりにつながる土地利用を推進していくとしています。

基本方針5「魅力ある都市空間とゆったりとした生活空間の形成」では、「施策の内容」に1項目追加しています。5の「地域間の連携充実による持続可能な生活環境の創出」です。

本市は、市街化区域が市域の南部に位置し、市街化調整区域には産業拠点や集落が点在する都市構造を踏まえ、地域の実情に即した便利な生活交通を交通事業者と連携して確保し、従来の交通を維持しつつ都市空間と生活空間を結ぶネットワークを形成します。さらに、隣接自治体を含む富士山地域との広域連携を進め、官民協働と住民交流・最新技術の活用を通じて地域ごとの課題解決と魅力向上を図り、安定して暮らせる地域環境を創出することとしています。

基本方針6「集落環境の維持」では、新たに追加した項目はありません。

11ページの「土地利用構想図」は、適切な土地利用事業を行うためには、データに基づいた土地利用の規制や誘導・調整が必要になるとの考えに基づいて、土地利用構想を図で示したものとなります。

第2回の審議会で、ご審議いただきました「基本構想」の中の「ゾーン別土地利用概念図」は、総合計画に掲げる将来都市像を実現するための将来に向けての土地利用の方向性を概念として示した図であり、こちらの「土地利用構想図」は、「前期基本計画」の中に、自然環境の評価等を用いて、土地が持つ特性を評価した土地分級を総合したものとなっております。

前期基本計画には、基本構想で示した「ゾーン別土地利用概念図」で示す、土地利用を推進するゾーンのうち、「産業振興ゾーン」について、土地利用診断において土地利用上影響の少ない地域に、「政策推進エリア」を設定することによって、適切な誘導を

図つていくこととしております。

10 ページの下の表をご覧ください。「政策推進エリア」について、現在の第 5 次総合計画から変更になった 2 点について説明させていただきます。

まず 1 つ目は、表の一番上の「緑・産業振興地域」についてです。11 ページの構想図では、緑の点線で囲まれたエリアになります。

国道 469 号などの広域幹線道路をいかし、富士山の景観や自然との調和に配慮した上で、産業の立地を推進するエリアとなっております。

こちらのエリアは、以前から「政策推進エリア」として設定しておりますが、新たな計画では、令和 3 年 3 月に改定された「富士山ハザードマップ」において、想定火口が富士山南西に新たに追加されたことなどにより、そのエリアの範囲を国道 469 号から南西側としました。

2 つ目の変更点は、10 ページの下の表の一番下になりますが、新たに「(仮称) 産業共生振興地域」を追加する点です。11 ページの構想図では、紫色の点線で示した 2 か所、杉田地区と富丘地区に設定しております。

主要な道路や市街地に近い立地特性をいかし、優良農地の保全を図るとともに、農林水産業を含めた産業の振興及び立地を推進していくとしております。

これら「政策推進エリア」を始めとする土地利用の方針につきましては、土地利用事業の適性化に関する指導要綱、あるいは、都市計画法の開発許可制度などを運用して、土地利用構想図の実現を図ついくこととしております。

「土地利用計画」についての説明は以上となります。

よろしくお願ひします。

鈴木会長：

新たに追加した箇所を中心にご意見をいただくのではなく全般を対象とすることでのよいとしてご発言をいただきたい。

河原崎委員：

前の資料（基本目標別計画案）とも関係するが、5 ページの基幹道路を活用した産業基盤の整備について質問する。基本目標別計画の 76 ページでも道路が出てくる。その施策 2 にて道路ネットワーク充実がある。西富士道路の新インターチェンジ設置や岳南北部地区幹線道路が唱ってあったが土地利用計画からは記述が消えている。富士宮は産業にせよ観光にせよ東名、新東名、西富士道路が重要な道路となっている。これらの道路の結節箇所が渋滞すると全ての道路渋滞の原因となる。土地利用計画を確認し

ても全てが結節点を通過することになる。渋滞緩和のために工業団地を横切って幹線道路に結節させるアイデアがあることは以前から分かっていることだが、実現できないでいる。資料でも確認ができないのはなぜなのか。道路ネットワークの充実は道路インフラを日頃から利用する作業者として気になることであり教えてもらいたい。

都市整備部長：

西富士道路の新インターチェンジの開設は非常に重要なものと考えている。岳南北部地区幹線道路事業を進めている。富士富士宮道路も期成同盟会を富士市とともに構成し西富士道路の別線道路として国直轄でつくってもらうように要望している。渋滞解消が一番の狙いである。国道139号はあらゆる用途で利用されているため、朝夕、土日の渋滞が慢性化している。富士市の考えているインターチェンジは別もの。

富士富士宮道路は、道路管理者である静岡国道事務所にお願いして別線のICを作つてもらい機能させていくことを短期（岳南北部地区幹線）、中期（学南北部に接続するインターチェンジ設置）、長期（富士富士宮道路の別線整備）で考えていく。岳南北部地区幹線ができるだけでも一定の渋滞解消は見込めると考えている。記載が無いとのご指摘について、総合計画と土地利用計画は一体のものである。10年間の施策として道路ネットワーク整備においてインターチェンジ設置を働きかけていくと記載しているが、現状を把握し対応していくものと捉えている。具体的な計画がなく計画において表現していないが総合計画の基本目標別計画道路部門で取り組んでいくことになる。実現に向け関係機関等に働きかけていくことを考えている。

深野委員：

私自身で消化できなかったことがある。10ページ 4林業・森林保全地域と政策推進エリアの緑・産業振興地域と重なる。土地利用方針を見ると、4では公益的機能に留意しつつ利用を図るとされているが、緑・産業振興地域では企業立地推進が記載されて平仄があつてない感じする。土地利用方針についてよくわからなかった

4林業・森林保全地域について、採草地は森林法では農業やそれ以外の区域に含まれる。保全すると言いつつ開発することになり表現として見直してもらいたいと感じた。

都市整備部長：

市の土地利用構想図は総合計画と一体化している。土地利用計画法に基づいて土地利用構想を策定している。一体型のものを富士宮市モデルとして策定している。土地の地質や地形、文献や知見により分析しどのような利用がされているかを重ねて診断している。昭和40-50年代の大規模開発を反省し方式を開発した。「守り」の姿勢となる。他方、市街地内に工業団地が無くなった後、調整区域のみとなる。

政策推進エリアとして、自然保全、環境緑地、防災・水資源保全の3地域では鯉本的には土地利用はさせないとしている。それ以外の農業、林業、林業・森林保全の地域は条件をクリアすれば土地利用ができるとして設定している。法規制が強いことは事実。土地計画法であっても市が地区計画をつくることで5Ha以上の大規模開発が可能とされており、イオンの立地が実現できている。

地区計画を策定することで、土地利用を柔軟に設定することも考えている。各用途で計画を策定してきた。これは「攻め」の姿勢の土地利用構想である。

林業地域に重ねることへのご意見はあろうかと思うが、林業を保全するといった条件をクリアすれば可能な地域となっていると理解している。条件を満たす土地を示していくを考えている。法規制をクリアすることが必要と理解している。

杉浦企画部長：

補足させていただきます。

政策推進エリアは企画サイドで強く望んで設定したところ。都市整備部長の説明の通り、土地利用の方針は林業・森林保全地域であり原則その用途で利用していくこととなる。エリア設定の意図は、市街化区域は開発ができるが、その他は開発が規制されていて何もできないというところをどう扱っていくかを検討するためであった。

政策推進エリアについて、6-7%の市街化区域はある程度開発ができるとされ、それ以外は開発が規制される地域である。一定の交通アクセスが整っていること、そこの土地について自然保全や景観面の支障がないこと、開発許可にあたる様々な要件・個別法をしっかりと満たすこと。それら3つをクリアできそうなところを政策推進エリアとして開発を考えていこうとするものである。図に点線で囲っているところがあるが、市の発展のために政策を実現できるエリアも必要であるといった趣旨で設けている。

都市計画課長：

採草地について、人の手が入っていないエリアとなる。林業地域は人の手が入って森林としての機能を果たしているエリアである。農業地域であれば牧草を採取するエリアも含まれる。こうした考え方で区分している。

深野委員：

言葉足らずなところがあった。林業・森林保全地域について開発ができないという意図ではなく、法令や基準を守って土地利用がなされていることは承知している。上の土地利用方針と下の政策推進エリアの表現がつながっていない、わかりにくく理解したためである。ご説明のあった条件をクリアしたうえで適切に開発がなされれば問題ない。現在の表現ではわかりにくくと思ったため発言した。

鈴木会長：

土地利用方針と政策推進エリア、土地利用構想図がそれぞれ連動していることが重要である。わかりやすくなることが重要というご指摘であった。ご検討いただきたい。

鈴木会長：

後日、ご意見がありましたら、質問書の方で提出いただけたらと思います。

以上で本日予定していました、第6次富士宮市総合計画基本計画（案）審議についての質疑等を終わります。

3 その他

佐野企画戦略課長：

それでは、2点事務連絡です。

基本計画5-7、重点プロジェクト、土地利用計画についてご審議いただいた。ご質問やご意見等がある場合には様式をもって9月12日（金）のまでに事務局へ提出をお願いいたします。期間が短くなっていることをご承知ください。事務局でとりまとめをし、次回お謀りしたいと考える。

次回の審議会日程や審議内容について、総合計画審議会からの答申内容についてご審議いただく予定である。10月8日 15時から 710会議室で開催します。よろしくお願い申し上げます。

4 閉会

杉浦企画部長：

本日までに第6次総合計画の序論から基本計画まで一通り説明させていただいた。資料をご確認いただく時間が短くてお詫びいたします。第一線で活躍される方々による活発なご討議ご意見ご提案をいただきありがとうございます。よりよい計画となるよう策定会議で議論をし、関係部署としっかりと検討を重ねて皆様のご意見にできるだけ沿ったものになるよう修正させていただきます。まだまだ不十分な点もあるかと思いますので引き続き皆様から貴重なご意見いただけますと幸いです。

次回は皆様全員が揃う最後の機会になります。市長からの諮問に対する審議会からの答申の内容をご審議いただくことが主となります。皆様からのご意見等により見直したことについても確認いただきたいと考えています。これで会議を閉会といたします。ありがとうございました。

以上